

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

松本市は歴史的風致維持向上計画の第1期計画に基づき、松本城石垣修理や南・西外堀の復元、大手門枡形周辺の整備などのハード事業や、市指定文化財の修理、歴史的建造物の保全活用制度の整備、建造物の修景事業など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできました。

その結果、まちの魅力や景観の向上、外国人宿泊者数の増加、伝統行事などの伝統文化の維持、市民の歴史的景観に対する意識の向上など一定の成果を得ることができました。

しかし、第1期計画期間から継続している歴史的建造物周辺の整備や保全に関する課題、中心市街地の渋滞や歩行者通行量の増加に伴う課題や空き地やまちなみの連続性などまちなみ景観に関する課題、少子高齢化の進行による伝統行事など伝統文化の担い手の減少といった課題も生じています。

(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する課題

市街地の北に位置する国宝松本城天守、国宝旧開智学校校舎を始めとする文化財指定の建造物及び文化財的な価値のある建造物の耐震対策は未着手のものが多く、事業に伴う費用が多額となるため所有者の負担が大きくなっています。

第1期計画においては、重点区域内に存する築50年を経過した文化財的な価値のある建造物を登録する松本市近代遺産制度を策定し、令和2年(2020)度末時点で124件の登録を行って保全・活用を行ってきました。

更に、近代遺産の中からより文化財的な価値を有する建造物について登録する、松本市登録文化財制度を創設して建造物の保存修理などに対する補助制度を併せて設けました。

しかし、制度整備の際に旧城下町周辺に残る歴史的な建造物の調査を行い、平成22年(2010)度末時点で397件あった歴史的な建造物は令和2年(2020)8月現在で333件になるなど、歴史的まちなみ景観を構成する建造物はその保存・管理に負担が大きいことから減少する傾向となっています。



旧制松本高等学校の耐震改修工事



割烹松本館旧館
(松本市近代遺産)

(2) 歴史的建造物等の周辺環境に関する課題

松本市では、公共交通を軸とした歩いて暮らせる集約型のまちづくりを目指して、平成 27 年（2015）に次世代交通政策実行計画を策定して自動車中心の社会からの転換を目指しています。しかし、松本市中心部に流入する車両は、平日 1 日当たり約 6 万 2 千台（（公財）日本道路交通情報センター「断面交通量情報（2019 年 10 月分）」より）と非常に多い状態となっています。



歩行者の安全性が課題の道路

旧城下町においては町割が残るとともに鉤の手やくい違いといった道路形状も残り、風情を醸し出していますが、幹線道路を避けて狭い道に侵入する車両も多く、歩行者の安全性に課題が生じています。

また、主に旧城下町の区域内で道路の美装化や建物の修景事業などを実施したことにより、歩行者の回遊性が高まり、海外からも多くの観光客が訪れています。しかし、重点区域内に大型ショッピングセンターが新たに営業を始め、それに伴う車両の進入が増加しているため、車両の渋滞も発生し、その間を歩く歩行者の安全性に課題が生じています。



狭い道に進入する車両

国宝となった旧開智学校校舎においては観光客が増加していますが、松本城から繋がる道路の歩道の環境や賑わいの創出などに課題が生じています。

(3) 歴史的まちなみ景観に関する課題

景観計画の高さ規制や事前協議制度、屋外広告物条例による広告物の規制により景観の維持向上を行ってきました。その結果、松本城周辺の新たな高層建築物の建設は抑制され、屋外広告物についても条例制定時の既存不適格広告物の多くは改善が図られました。

しかし平成 20 年（2008）に策定した景観計画では、近年、景観形成において重要とされる眺望点に係る観点が未整理であったり、定性的基準の表現があいまいで好ましい景観への誘導が難しいと



電線類による景観の阻害

いった課題が生じています。

また、中心市街地の多くの通りでは電線類が張り巡らされていたり、建物の高さや壁面が連続していないなど、まちなみに不調和が生じています。

前述したとおり歴史的建造物の滅失等の結果として空き地が発生し、無秩序な駐車場化が進んだり、空き家が発生するなど、歴史的まちなみ景観を阻害する課題が生じています。



駐車場化によるまちなみの不連続



松本城周辺の駐車場（平成 30 年度時点）

(4) 伝統行事などの伝統文化の継承に関する課題

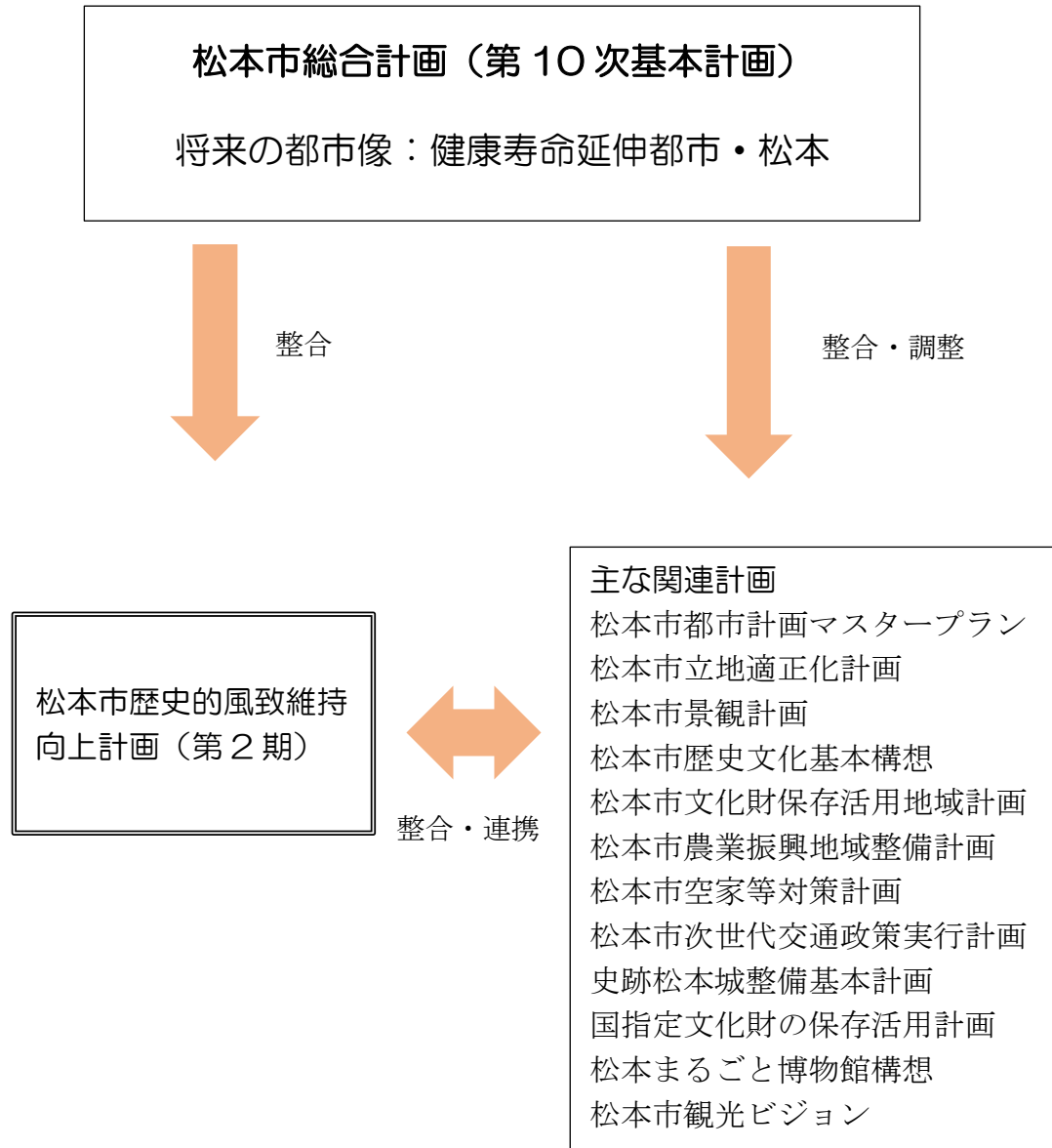
市内の各地区には、歴史的に培われてきた固有の風土や文化があり、それを反映した伝統的な活動が今日まで継承されています。こうした伝統行事などの伝統文化は歴史的建造物や周辺環境とともに、本市の歴史的風致を構成しています。

こうした伝統的な活動の継承を図るため、保存会を結成したり、行事の現状を映像で記録するといった取組みが住民主体で行われている地区もあります。一方で、必要となる人数を確保できず、内容を変更せざるを得なくなった行事や、かつては子供のみで行われていた行事がPTAや大人が主体となって行うようになっているケースもあります。

超少子高齢型人口減少や、地縁関係の弱体化、地域の歴史や伝統文化への関心の希薄化、核家族化といった社会の変化により、伝統的な活動の担い手や後継者が不足し、将来に活動を継承していくことが困難になりつつあります。

2 既存計画との関係性

本計画の上位計画である総合計画及び本計画に関連する主な計画等は以下のとおりです。



(1) 松本市総合計画（第10次基本計画）

松本市総合計画（第10次基本計画）は、平成28年（2016）8月に策定した松本市のまちづくりの根幹となる計画です。目指すべき将来の都市像として「健康寿命延伸都市・松本」を掲げ、6つのまちづくりの基本目標を定めています。

基本施策「景観維持、保全の推進」では周辺環境と調和した地域性に富んだ多様な眺めを守り、創り、育てることにより、地域に誇りと愛着が持てる魅力ある景観の備わったまちをめざすこととしています。

「歴史・文化資産保護・活用の推進」では文化財の保存・活用を通じ、市民が地域の歴史・文化遺産に親しみ、価値を学び、郷土愛を醸成して、地域の宝を次世代に引き継いでいくことをめざしています。

「城下町松本にふさわしいまちづくり」では松本のまちを形成する核であり、市民共有の宝である松本城を保存し、城下町に暮らす市民の誇りを守り育て、「松本城を中心としたまちづくり」を通じた、品格あるまちをめざすこととしています。

なお、松本市総合計画は新たな目標を定めた第11次基本計画を令和3年度中に策定することとしています。

健康寿命延伸都市・松本

基本目標1：だれもが健康でいきいきと暮らすまち

基本目標2：一人ひとりが輝き大切にされるまち

基本目標3：安全・安心で支えあいの心がつなぐまち

基本目標4：人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち

政策の方向：快適な生活環境を育むまち
基本施策：景観維持、保全の推進

基本目標5：魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち

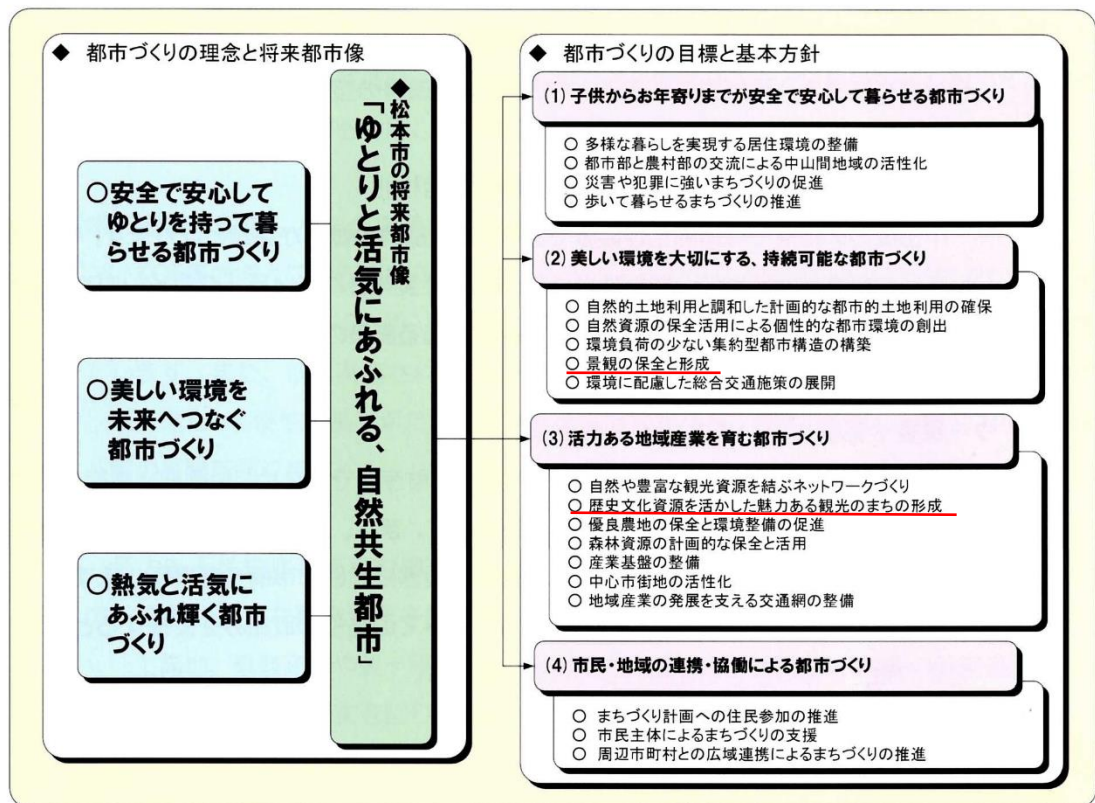
基本目標6：ともに学びあい人と文化を育むまち

政策の方向：歴史・文化遺産を守り、生かすまち
基本施策：歴史・文化資産保護・活用の推進
城下町まつもとにふさわしいまちづくり

(2) 松本市都市計画マスタープラン

松本市都市計画マスタープランは平成 22 年（2010）3 月に策定した松本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となるものです。

「ゆとりと活気あふれる、自然共生都市」を都市づくりの将来像とし、「安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市」、「美しい環境を未来へつなぐ都市」、「熱気と活気にあふれ輝く都市」を理念に掲げ、4 つの都市づくりの目標を掲げています。

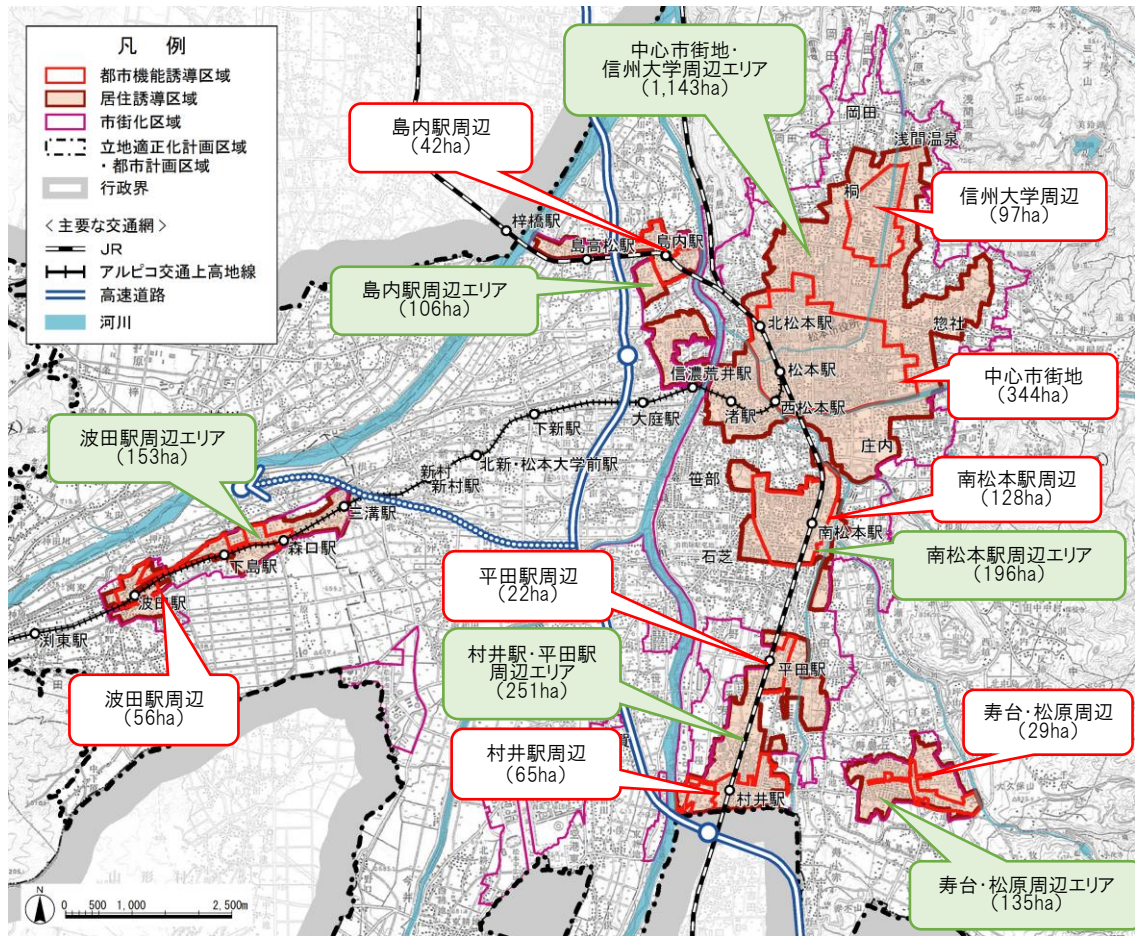


(3) 松本市立地適正化計画

松本市立地適正化計画は平成 29 年（2017）3 月に策定した、都市機能と居住の誘導に向けた取組みを推進するため、都市機能や居住を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策を定めた計画です。

目指す都市像として「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市」を掲げて市内の 35 地区を基盤とした地域づくりを市域全体の土台としつつ、「コンパクトな市街地形成の取組み」と歴史・文化や自然等の「松本の豊富な資源」を活かした都市づくりを推進して「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市を構築することをめざしています。

■ 都市機能誘導区域及び居住誘導区域



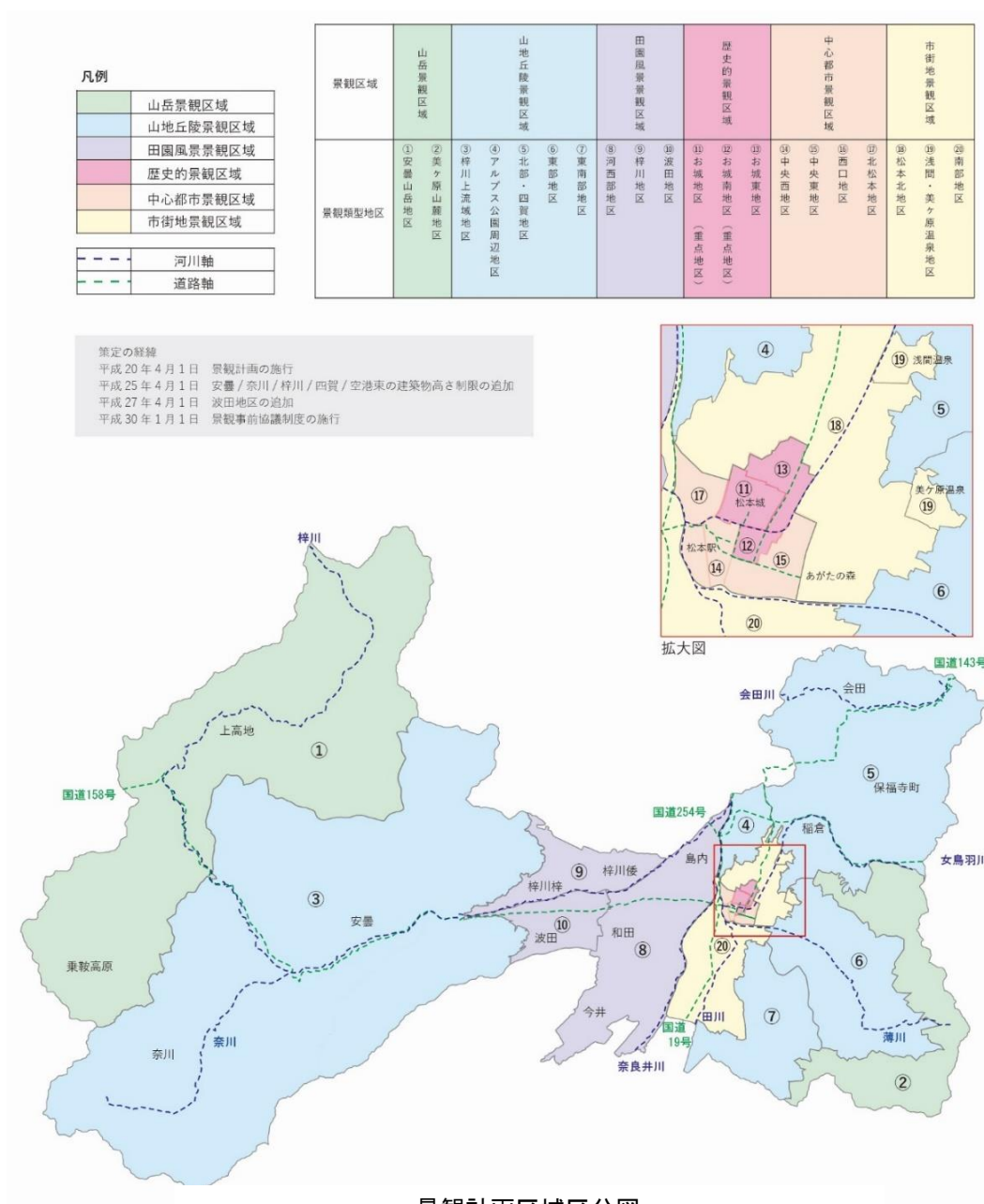
都市機能誘導区域			居住誘導区域	
拠点		範囲	エリア	範囲
都市 中心 拠点	中心 市街地	松本城～あがたの森～松本駅を 中心とする 344ha	中心市街地 ・信州大学 周辺エリア	中心市街地、信州大学、長野 県 松 本 合 同 庁 舎 を 含 む 1,143ha
	信州大学 周辺	信州大学を中心とする 97ha		
地域 拠点	南松本駅 周辺	南松本駅を中心とし、国道 19 号と 県道平田新橋線に挟まれる 128ha	南松本駅 周辺エリア	南松本駅周辺及び国道 19 号沿線の 196ha
	村井駅 周辺	村井駅を中心とし、奈良井川と田 川に挟まれる 65ha	村井駅・平 田駅 周辺エリア	村井駅～平田駅周辺及び国 道 19 号沿線の 251ha
	平田駅 周辺	平田駅(JR 篠ノ井線)東側、国道 19 号沿いの 22ha		
	島内駅 周辺	島内駅を中心とし、長野自動車道 と奈良井川に挟まれる 42ha	島内駅 周辺エリア	島内駅～島高松駅周辺及び 旧国道 147 号沿線の 106ha
	波田駅 周辺	波田駅を中心とし、上高地線沿い の 56ha	波田駅 周辺エリア	波田地域の市街化区域内の 153ha
	寿台・松原 周辺	寿台東口バス停を中心とし、公共 施設がまとまって立地する 29ha	寿台・松原 周辺エリア	寿台・松原の市街化区域の 内の 135ha
都市機能誘導区域面積合計 783ha は、市街化区域面積 4,008ha の 19.5%				
居住誘導区域面積合計 1,984ha は、市街化区域面積 4,008ha の 49.5%				

(4) 松本市景観計画

松本市景観計画は平成20年（2008）4月に策定した、景観形成の指針となる計画です。

景観計画では、市内全域を景観計画区域として、地形構造や都市化、歴史集積等の特徴から6つの景観区域に区分し、これら景観区域を更に土地利用状況や集落・町丁界等による20の景観類型地区に細分し、加えて、土地利用規制別地域を類型地区の要素として捉え最終区分としました。

20の景観類型地区は、それぞれの地区ごとに景観形成方針を定めています。また、土地利用規制地域ごとに、建築物の高さ制限と建築物等の色彩制限などの行為の制限を規定し、良好な住環境の保全と優れた景観形成を図っています。



景観計画区域区分図

(5) 松本市歴史文化基本構想

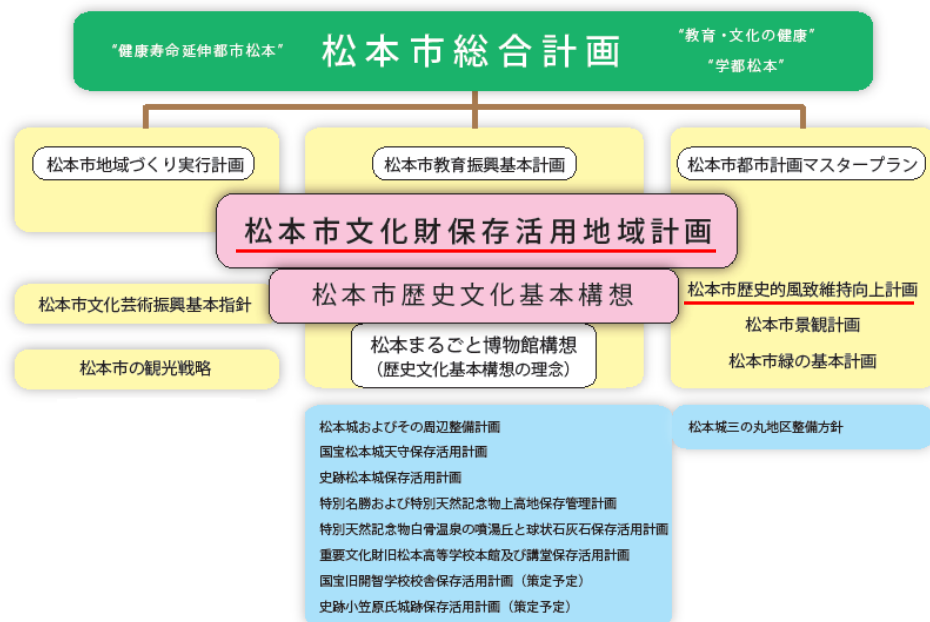
松本市歴史文化基本構想は平成 30 年（2018）3 月に策定した、市域全体の文化財を指定・未指定を問わず総合的に把握し、保存活用を図るとともに文化財を核とした魅力あるまちづくりを進めて行くための方針を定めた、文化財保存活用のマスタープランです。策定に当たっては、地域住民が主体となり、文化財の悉皆調査を実施し、把握された約 1 万 1 千件の文化財を基に、関連する文化財群を 165 件設定しました。またこれらをテーマごとに区分し、その保存・活用についての取組策を示しています。

関連文化財群のテーマ

大テーマ	中テーマ	小テーマ
1 原始・古代の松本	1 原始・古代の遺産	縄文の祈り、古代の生活と古墳
	2 牧の開発	
2 松本平の城郭群と館跡		
3 内陸地の人の往来と物流	1 街道を通る	野麦街道、善光寺街道、五千石街道等
	2 河川を通る	犀川通船（女鳥羽川）、薄川、田川等
4 松本城とその時代	1 松本城下町	松本城と城下町、水めぐる城下町等
	2 貞享義民	
	3 東五千石	
	4 幕府領（天領）	
5 近代化の歩み	1 近代化	幕末・明治、大正、昭和
	2 戦争遺産	
6 松本の自然	1 自然と景観	化石、平地林、国立・国定公園等
	2 温泉	
	3 災害と防災	大火、水害、地震
	4 松本の水	湧水、女鳥羽川、薄川等
7 地域に根差した生業	1 産業	養蚕、林業、紙漉き、藍等
	2 温泉（再掲）	
	3 水の利用	湧水、女鳥羽川、薄川等
8 人々の暮らしと伝統文化	1 伝説	泉小太郎、物くさ太郎、デーラボッチ
	2 伝統行事と民間信仰	念仏行事、御柱、道祖神・三九郎等
	3 食文化	
	4 災害と防災（再掲）	大火、水害、地震
9 松本ゆかりの先駆者		
10 三ガク都	1 岳都	山岳信仰、近代登山（ウエストン）
	2 楽都	
	3 学都の礎	

(6) 松本市文化財保存活用地域計画

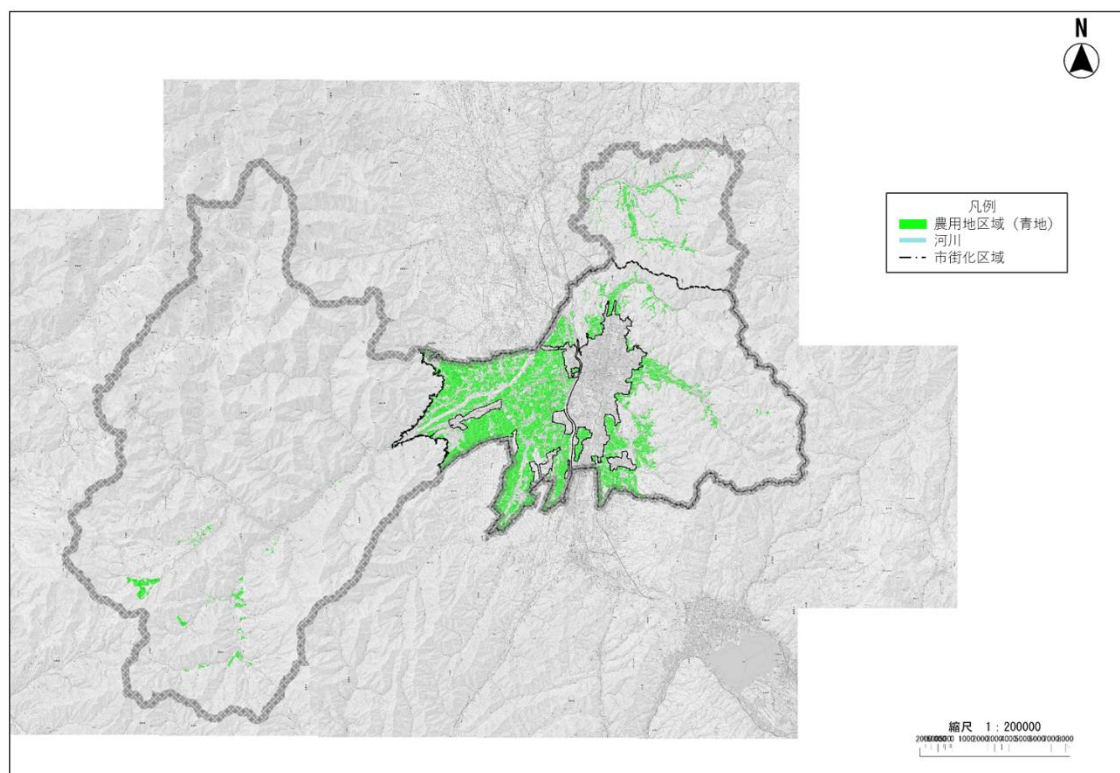
松本市文化財保存活用地域計画は平成 30 年（2018）に策定した松本市歴史文化基本構想を基に平成 31 年（2019）2 月に作成したもので、同年 7 月に文化財保護法に基づく法定計画の認定を受けました。松本市歴史文化基本構想で示した文化財の保存活用に関する方針に対する措置として、具体的な取組みや今後の事業計画を定めています。



(7) 松本市農業振興地域整備計画

松本市農業振興地域整備計画は、昭和46年（1971）に策定した、優良農地の確保、保全により農業における計画的な土地利用を推進するために策定された計画です。

農用地の利用においては、限られた貴重な資源である土地の適正利用を進める



農業振興地域（農用地区域）

ため、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法など関連法令に基づく制度の的確な運用に努めることとしています。

また、農用地の保全に当たっては、他産業との調和ある発展を加味しながら、優良農用地を積極的に確保していくこととしています。

(8) 松本市空家等対策計画

松本市空家等対策計画は平成 31 年（2019）3 月に策定した、市民の安全及び生活環境を保全するため、空家等対策に関する松本市の基本的な取組姿勢や方針を市民に示す計画です。本計画に基づき、空家等対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(9) 松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）

松本市次世代交通政策実行計画は交通政策基本法に基づき平成 28 年（2016）4 月に策定した計画です。

この計画では、車を優先した社会からの転換を図り、総合的な視点から持続可能なまちづくりを推進するため、「車を優先した社会」の転換、歩行者・自転車・公共交通の優先、エコで快適な移動により人が集う「交通のまちづくり」の 3 点を基本理念として、あらゆる人が自由に安心して移動できる中心市街地などの都市空間の演出、自動車だけに頼らない利用効率の高い多様な交通ネットワークの構築、公共交通を軸とした歩いて暮らせる集約型まちづくりの推進の 3 つの目標を定めて施策を進めていきます。

(10) 史跡松本城整備基本計画

史跡松本城整備基本計画は、令和 6 年（2024）3 月に策定した計画で、史跡松本城保存活用計画で示した保存・活用・整備の方針に基づき、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を定め、目指すべき姿を実現するための具体的な整備内容や調査、スケジュール等を示した整備計画です。

基本理念は、史跡松本城の魅力や価値をより広く、分かり易く伝えることを目指し設定し、幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化することを整備目標（完成系）として定めています。

基本理念

(1) 史跡の一体的な保存・活用整備

史跡松本城の構成要素や本質的価値を分かり易く顕在化し、それらの一体的な保存・活用整備を図ることによって、史跡松本城及び国宝松本城天守を後世に確実に引き継ぎます。

(2) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上

史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する重要遺構の調査研究を進

め、史跡追加指定等を視野に入れながらその確実な保存を図るとともに、城下町に関連した歴史資産についても一体的な保存活用を図ることで、史跡松本城の価値の更なる向上を図ります。

(3) 地域に根差した保存・活用整備

中心市街地に位置し、都市公園でもある史跡松本城を訪れる市民・観光客が快適に見学し、憩うことのできる場として活用を図るとともに、松本城の魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できるよう整備を図ります。

(4) 地域づくり・まちづくりとの連携

松本城が松本市のシンボルとして、また松本城を中心としたまちづくりの核としてあり続け、市民や次世代を担う子どもたちが松本城や地域の歴史に誇りを持てるよう、各種まちづくり計画、景観計画等との整合を図るとともに、市民との協働による保存・活用整備を図ります。

(11) 国指定文化財の保存活用計画

ア 国宝松本城天守保存活用計画

国宝松本城天守保存活用計画は、平成 27 年（2015）3 月に策定した、国宝松本城天守の文化財建造物としての健全性の確保、適切な保存を行うため、必要な維持管理や修理に関する事項を定めることを目的とした計画です。

イ 史跡松本城保存活用計画

史跡松本城保存活用計画は、平成 28 年（2016）9 月に策定した、史跡松本城の保存・活用・整備等に関する基本方針を定め、それを実現するための方向性、方法を示すことを目的とした計画です。

この計画は、史跡松本城を後世に確実に保存するための保存と、本質的な価値を市民・来訪者が理解し、その価値を享受するための活用を目的としています。

ウ 重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画

重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画は、平成 29 年（2017）3 月に策定した、旧松本高等学校本館及び講堂の保存・活用を図るために必要な事項を定め、今後の保存活用に向けた方策や対応策を円滑に実施することを目的とした計画です。

エ 特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画

特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画は、平成 22 年（2010）2 月に策定し、平成 29 年（2017）3 月に改訂した上高地地域の保存・活用を図るための基本方針を定め、優れた風致景観、自然環境を将来にわたって適切に保存・管理していくことを目的とした計画です。

(12) 松本まるごと博物館構想

松本まるごと博物館構想は、平成 12 年（2000）に策定した、市域を屋根のない博物館とする構想で、自然・文化遺産・産業・暮らしを博物館の資源・資料と捉えて博物館を活動拠点として人づくり・まちづくりを推進するものです。

この構想により、既存の博物館施設を核として、松本市全域を活動範囲とする取組みを行い、市域に点在する博物館を活動拠点に市民と行政が手を取り合って発見・学習・創造する新しい博物館を目指しています。

(13) 松本市観光ビジョン

松本市観光ビジョンは平成 30 年（2018）4 月に策定した、松本市が目指す将来像の実現に向け、観光に携わる様々な業種が連動し、市場動向に即した戦略を展開する際の指標となるものです。

目指す姿を、「3 ガク都・松本」の磨かれた観光資源が世界に広がり、何度も訪れたくなるまちとして、国内外から広く注目され、人と人とがふれあう「国際観光都市」、東西にそびえる美しい山々を満喫し、雄大な自然に癒される「山岳観光都市」、歴史・伝統文化に触れ、学びを深め、芸術に感動する「文化観光都市」として施策を行っていきます。

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

松本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題を踏まえ、次のとおり方針を定めます。

(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する方針

国宝松本城天守、旧開智学校校舎など、国指定文化財の耐震対策を行い、保存及び活用を図ります。また、基幹博物館の移転に伴い、松本城二の丸内にある現博物館の除却と史跡の整備について研究します。

歴史的建造物の減少を防ぐため、松本市近代遺産及び登録文化財制度の活用を進めるとともに、歴史的風致形成建造物制度の整備による補助制度を検討します。

(2) 歴史的建造物等の周辺環境に関する方針

松本市次世代交通政策実行計画に基づき、歩行者、自転車、公共交通優先のまちづくりを進めます。

中心市街地への流入車両の抑制を図るとともに、都市計画道路の見直しを行うなど、城下町内への通過車両の減少対策を行います。

松本城三の丸地域及び旧開智学校周辺については、国内外から人々が集い、歴史や文化の営みを実感できる、賑わいのあるエリアの形成を目標に、新たな方針を定めて総合的に整備することによりまちの賑わいを創出します。

(3) 歴史的まちなみ景観に関する方針

松本市景観計画を改定して、景観事前協議制度における協議の円滑化を図ります。また、各地域の特性や守るべき景観の特徴など、景観形成上配慮すべき点を明確にして、良好な景観への誘導を行います。

駐車場配置適正化条例に基づいて三の丸地区の無秩序な駐車場立地を抑制し

ます。また、空家等対策計画に基づいて空き家の増加抑制を図ることにより、歴史的まちなみ景観の保全・活用を進めます。

(4) 伝統行事などの伝統文化の継承に関する方針

伝統行事などの伝統文化の保存会や行事主体の活動の支援を行います。また、行事の現状記録や調査を行い、その成果を情報発信することで、市民に伝統的な活動の歴史や学術的な価値を知ってもらうことにより、行事等への参加や担い手の確保につなげ、伝統的な活動の継承を図ります。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があります、関係各課との意識共有が不可欠です。そのため、計画の推進に当たっては事務局を中心市街地活性本部と文化財課が担当して、各事業担当課と庁内の横断的な連携を取り、法定協議会である松本市歴史的風致維持向上協議会において協議を行って、計画の円滑で効果的な進捗を図ります。

また、事業の実施に当たっては各審議会に諮り意見を聴取し、必要に応じて国、長野県、対象となる文化財等の所有者や周辺住民・事業者、関係団体等と協議・調整を行います。

